

令和7年度 後期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野

2級 企業法務（組織法務）

試験問題

(20 ページ)

1. 試験時間 110分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、申請している試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、40題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
- (5) 関係法令、会計基準、J I S等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和7年11月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆で、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
- (7) 計算等が必要な場合は、問題用紙の余白を使用してください。
- (8) 問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
- (9) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (10) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (11) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (12) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (13) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
- (14) カンニング行為（他の受験者の答案等を見ること・他の受験者に答えを教えること・他者から答えを教えること・指定されたもの以外のものを机の上に置くこと等）、替え玉受験、不正行為と疑われるような紛らわしい態度をとる行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (15) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令等は略称で記載されています。

- ・金融商品取引法 → 金商法
- ・不正競争防止法 → 不競法
- ・労働基準法 → 労基法
- ・特定商取引に関する法律 → 特商法
- ・労働者災害補償保険 → 労災保険

問題1 両罰規定に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社A社（以下「A社」という。）の代表取締役甲がA社の業務に関し金商法に違反して虚偽の有価証券報告書の提出を行った場合には、甲は金商法上の刑事罰を受けることがあるが、A社が金商法上の刑事罰を受けることはない。
- イ. 株式会社B社（以下「B社」という。）の代表取締役乙がB社の業務に関し金商法に違反して風説の流布を行った場合には、乙は金商法上の刑事罰を受けることがあるが、B社が金商法上の刑事罰を受けることはない。
- ウ. 株式会社C社（以下「C社」という。）の取締役丙がC社の業務に関し不競法に違反して外国公務員に対して不正な利益を供与した場合には、丙は不競法上の刑事罰を受けることがあるが、C社が不競法上の刑事罰を受けることはない。
- エ. 株式会社D社（以下「D社」という。）の取締役丁が刑法の賄賂罪の規定に違反して日本国の公務員に対して当該公務員の職務に関連して賄賂を渡し、当該公務員から便宜供与を受けた場合には、丁は刑法上の刑事罰を受けることがあるが、D社が刑法上の刑事罰を受けることはない。
- オ. 株式会社E社（以下「E社」という。）の取締役戊がE社の事業の労働者に関する事項について労基法に違反して従業員に強制労働を行わせた場合には、戊は労基法上の刑事罰を受けることがあるが、E社が労基法上の刑事罰を受けることはない。

問題2 不競法に基づく営業秘密の侵害訴訟に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 裁判所が、当事者の申立てにより損害の算定をするために必要な事項について鑑定を命じた場合には、当事者は、損害の算定に必要な事項について鑑定人に説明しなければならない。
- イ. 裁判所は、当事者の申立てにより、侵害行為を立証するために必要な書類の提出を命ずることができるが、書類の所持者は、正当な理由がある場合については、書類の提出を拒否することができる。
- ウ. 裁判所に提出された証拠に営業秘密が含まれる場合、裁判所は、当事者の申立てにより、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用することや、一定の訴訟関係者以外の第三者に開示することを禁止する命令を発令することができる場合がある。
- エ. 損害が生じたと認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。
- オ. 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人として法廷で尋問を受ける場合であっても、裁判所は、当該事項の尋問を公開で行わなければならない。

問題3 偽装請負に関する記述として最も適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 発注者Aが業務の細かい指示を受注者Bの労働者甲に出し、出退勤・勤務時間の管理を行っている場合、偽装請負に該当するおそれは少ない。
- イ. 現場に受注者Bの責任者である労働者甲が置かれているが、労働者甲が発注者Aの指示や命令を受注者Bの労働者乙らに伝達するだけで発注者Aが指示をしているのと実態は同じである場合、偽装請負に該当するおそれは少ない。
- ウ. 発注者Aが必要とする製品は特別な加工を必要とするため、受注者Bが加工技術を持つ個人事業主Cとの間で別途請負契約を締結して、当該個人事業主Cの労働者甲も発注者Aの製造工場内で作業に従事していたが、発注者Aの従業員とは明確に区別された作業場所で作業が行われ、その手順や作業時間については労働者甲の自由な意思に任されていた場合、偽装請負に該当するおそれは少ない。
- エ. 発注者Aが発注者Bに仕事を発注し、受注者Bは別の業者Cに発注者Aから請け負った仕事をそのまま発注した。業者Cに雇用されている労働者甲は、発注者Aの現場に行って発注者Aや受注者Bの指示によって仕事をするが、労働者甲の使用者が一体誰なのかがはっきりしなくなっている。この場合、偽装請負に該当するおそれは少ない。
- オ. 発注者Aから受注者Bに対して支払われる請負の報酬が、唯一の担当者である受注者Bの労働者甲の就労した時間数に応じて決まる場合、偽装請負に該当するおそれは少ない。

問題4 特商法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 特商法は、消費者と事業者間の取引契約の中で特に問題が生じやすい取引類型を7つに限定し、これらに対して規制を行っているが、訪問販売や電話勧誘販売もその7つの取引類型に含まれる。
- イ. 特商法上の規制態様には、行政機関が関与する行政規制と消費者・事業者間の取引上のトラブルを解決する民事規制がある。
- ウ. 何人も、特定商取引において購入者等の権利が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対してその旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。
- エ. 訪問販売事業者が購入者を威迫して訪問販売に係る売買契約を締結させた場合において、当該行為を行った者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処されることがある。
- オ. 訪問販売事業者の従業者が業務として訪問販売に係る売買契約の締結を勧誘する際、商品の販売価格につき不実のことを告げた場合において、当該訪問販売事業者が法人であるときは、当該法人は特商法に基づく刑事罰を受けることはない。

問題5 第三者委員会の設置に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 日本取引所グループが策定した「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」によると、「内部統制の有効性や経営陣の信頼性に相当の疑義が生じている場合においては、第三者委員会の設置が有力な選択肢とはいえない」とされている。
- イ. 日本取引所グループが策定した「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」によると、「第三者委員会を設置する際には、その独立性・中立性・専門性を確保するために、十分な配慮を行う」とするが、委員の選定プロセスについて配慮することは必要とされていない。
- ウ. 日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」によると、第三者委員会の委員は、当該企業不祥事が起きた会社の事業に精通した者でなければならない。
- エ. 日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」によると、第三者委員会の設置にあたっては、委員会の人数は、2名以上を原則とする。
- オ. 日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」によると、第三者委員会の設置にあたっては、不祥事を起こした企業の顧問弁護士は利害関係を有する者として第三者委員会の委員に就任することができない。

問題6 X社に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

なお、X社は会社法上の大会社であるが、公開会社ではない株式会社である。

また、X社は監査役会設置会社、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社のいずれでもない。

- ア. X社は、取締役会を設置しなければならない。
- イ. X社は、会計監査人を設置しなければならない。
- ウ. X社は、監査役を設置する必要はない。
- エ. X社は、少なくとも3名の取締役を選任しなければならない。
- オ. X社は、少なくとも1名の社外取締役を選任しなければならない。

問題7 上場会社における株主総会に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 招集通知は、株主総会の日から2週間前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。
- イ. 株主提案権の行使は、株主総会の日から4週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。
- ウ. 取締役会設置会社において、議決権の不統一行使は、株主総会の日から3日前までに会社に対して通知しなければならない。
- エ. 議決権行使書は、株主総会の日から3ヵ月間本店に備え置かなければならない。
- オ. 株主総会議事録は、株主総会の日から10年間本店に備え置かなければならない。

問題 8 株主総会決議の瑕疵^{かし}に関する以下の教授と学生の会話における学生 A～E の発言のうち不適切なものは、次のうちどれか。

教 授：取締役会設置会社に関する株主総会決議の瑕疵について、皆さんにお伺いします。

会社が株主総会を招集する際に、取締役会決議を経なかったような場合、株主総会の招集手続が法令に違反しているということで決議取消事由となり得ますが、その他にどのような決議取消事由がありますか。

学生 A：株主総会決議の内容が定款に違反している場合や、株主総会決議について特別利害関係人が議決権を行使することによって、著しく不当な決議がなされた場合などがあります。

教 授：決議取消しを主張する場合、裁判所に提訴する必要がありますが、原告となることができるのはどのような人ですか。

学生 B：株主のみです。

教 授：株主総会決議取消しの訴えの提訴期間について、定めはありますか。

学生 C：株主総会の決議の日から 3 ヶ月以内です。

教 授：では、裁判管轄についての定めはありますか。

学生 D：会社の本店所在地を管轄する地方裁判所です。

教 授：判決によって決議取消しが認められた場合、取り消された決議の効力はどうなりますか。

学生 E：遡及効によって初めからなかったものとなり、効力がなくなります。

- ア. 学生 A
- イ. 学生 B
- ウ. 学生 C
- エ. 学生 D
- オ. 学生 E

問題9 以下に示す<事例>に基づいた場合、法務部員A及びBによるX社の取締役会に関する会話の下線部①～⑤において適切なものの組合せは、次のうちどれか。

<事例>

X社は、取締役4名、取締役会、監査役1名及び会計監査人1名を設置している非上場の株式会社である。ある日、法務部員A及びBは、代表取締役社長であるCから、D社との間で進行中の重要案件について明日中に取締役会を開催し、決議する必要があるため、必要な手続及び手配を行うよう命じられた。

A：「大急ぎで取締役会の招集通知をドラフトする必要があるね。」

B：「いや、①招集通知は口頭や電話でもできるはずだよ。それよりも、②取締役全員の同意さえ得れば取締役会の招集手続を省略することができるから、まずは取締役の同意を取りに行くべきだよ。」

A：「遠方の取締役には、どのように参加してもらえばいいかな。」

B：「相手の状態を相互に確認しながら議論できればよいのだから、③取締役会は、テレビ会議の方法で行うことができるのではないかな。」

A：「④取締役会議事録には、議事録作成者となるC社長だけが署名又は記名押印すればいいよね。」

B：「あと、⑤取締役会議事録は取締役会の日から10年間本店に備え置く必要があるので注意が必要だよ。」

- ア. ①、②、④
- イ. ①、③、⑤
- ウ. ①、④、⑤
- エ. ②、③、⑤
- オ. ②、④、⑤

問題10 取締役の終任に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- イ. 取締役が任期満了によって退任した場合でも、後任の取締役が選任されるまでの間、取締役の員数が法律又は定款で定めた数を下回るときは、その退任した取締役はなお取締役としての権利義務を有する。
- ウ. 取締役は、いつでも辞任することができる。ただし、株式会社の不利な時期に辞任したことについてやむを得ない事由がない限り、株式会社に対して損害賠償責任を負う可能性がある。
- エ. 取締役を解任する株主総会の決議の定足数は原則として過半数であるが、定款によってその定足数を緩和することができる。
- オ. 株式会社と取締役との間の委任関係は、取締役が成年被後見人又は被保佐人となった場合には当然に終了するため、取締役の地位も失われる。

問題11 株式会社の取締役の責任に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 取締役はその職務を行うにつき悪意又は過失があったときは、いかなる場合であっても、会社法上、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- イ. 取締役は、会社に対して善管注意義務及び忠実義務を負う。
- ウ. 取締役が株主総会や取締役会の承認が必要であるにもかかわらず、当該承認を得ずに競業取引をしたときは、その取引によって取締役が得た利益の額が会社に生じた損害の額と推定される。
- エ. 利益相反取引のうち、自己のために直接取引をした取締役の責任は、任務を怠ったことがその取締役の責めに帰すことができない事由によるものであることをもって免れることができない。
- オ. 社外取締役等の業務執行取締役でない取締役の任務懈怠^{けたい}責任について、その取締役が職務を行うにつき善意無重過失のときは、その責任を一定の範囲で免除する責任限定契約を締結できる旨を定款で定めることができる場合がある。

問題12 監査等委員会設置会社における監査等委員に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 監査等委員である取締役はそれ以外の取締役とは区別して、株主総会の決議によって選任される。
- イ. 監査等委員である取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- ウ. 監査等委員について、いわゆる「独任制」は採用されていない。
- エ. 監査等委員は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行う。
- オ. 取締役の報酬は、定款に定めがなければ株主総会の決議により決定されるが、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

問題13 株式会社の監査役に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 監査役には、法人も就任することができる。
- イ. 監査役会設置会社においては、社外監査役の選任が不要である場合がある。
- ウ. 会社法が定める監査役の任期は、定款で短縮することができる。
- エ. 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が2人以上ある場合にはその過半数、監査役会設置会社である場合には監査役会）の同意を得なければならない。
- オ. 株式会社は、いかなる場合でも、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることはできない。

問題14 株主代表訴訟の被告とならない者は、次のうちどれか。

- ア. 監査役
- イ. 支配人
- ウ. 清算人
- エ. 執行役
- オ. 会計監査人

問題15 剰余金の配当に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 剰余金の配当は、会社法所定の要件を満たす限り、1事業年度に何度でも行うことができる。
 - B. 中間配当を除き、剰余金の配当を行う場合は、いかなる株式会社も株主総会決議を経る必要がある。
 - C. 剰余金の配当は、その効力を生ずる日の分配可能額の範囲内で行われる必要がある。
 - D. 分配可能額は、その他資本剰余金及びその他利益剰余金をベースに計算されるため、自己株式の帳簿価額は、分配可能額に影響を与えない。
 - E. 最終事業年度の末日後に利益が生じた場合であっても、そのままでは分配可能額は増加せず、期中に分配可能額を増加させるためには臨時決算の手続が必要となる。
- ア. A、C
 - イ. A、E
 - ウ. B、C
 - エ. B、D
 - オ. D、E

問題16 株式会社における株主の管理及び株式の譲渡手続に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 株主又は債権者が会社の株主名簿の閲覧を請求するためには、あらかじめ裁判所の許可を得なければならない。
- B. 2009年1月にいわゆる株券の電子化が実施されたが、上場会社の中には、例外的に株券を発行しているものもある。
- C. 株券発行会社の株主がその保有株式を譲渡するためには、株券の交付を行う必要があるとされているため、株券不所持制度を利用していた場合は、株券の再発行を受けなければならない。
- D. 株券の電子化により株主の管理が容易になったため、上場会社においても株主名簿管理人を設置する必要はないこととされたが、大部分の上場会社は依然として株主名簿管理人を設置している。
- E. 株券発行会社の株主が株券を紛失した場合、株券喪失登録（抹消されたものを除く。）がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日に無効となり、その後、当該株券喪失登録者は、株券の再発行を受けることができる。

- ア. A、B
- イ. A、D
- ウ. B、C
- エ. C、E
- オ. D、E

問題17 社債に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 社債券は、記載事項が法定された要式証券である。
- イ. 社債の償還請求権の消滅時効期間は、10年である。
- ウ. 社債権者集会においては、招集者が当該集会の目的として定めた事項以外についても決議をすることができる。
- エ. 複数の社債権者（発行会社を除く。）は、その有する当該種類の社債の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて議決権を有する。
- オ. 社債権者集会の決議は、裁判所の認可により効力を生じる。

問題18 株式会社の解散及び清算に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 清算株式会社には、1人又は2人以上の清算人を置かなければならない。
- イ. 公開会社が株主総会決議によって解散した場合、監査役を置かなくてもよい。
- ウ. 株式会社が株主総会決議によって解散したときは、2週間以内にその本店所在地において解散の登記をしなければならない。
- エ. 清算人は、就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、清算株式会社となった日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。
- オ. 清算株式会社は、清算事務が終了し決算報告につき株主総会の承認を受けたときは、当該株主総会の日から2週間以内に、本店所在地において清算終了の登記をしなければならない。

問題19 合同会社に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 合同会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができる。
- イ. 合同会社の社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する。
- ウ. 合同会社の社員が1人となることは、合同会社の解散事由ではない。
- エ. 合同会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をしたときにその効力を生じる。
- オ. 合同会社において、定款で定めれば「社員総会」を設置することができる。

問題20 以下の＜事例＞に基づいた場合、MBO（Management Buy-Out）の公正性を確保する観点からA社又はC社の採るべき措置として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

監査役会設置会社の株式会社であるA社（上場会社）の代表取締役Xは、業績が低迷するA社の経営を抜本的に立て直すため、いわゆるバイアウト・ファンドであるBファンドの出資を受け、A社のMBOを行うこととし、まず、X及びBファンドが出資して設立した株式会社であるC社を公開買付け者として、A社の株式の公開買付けを実施することとした。

かかる公開買付けについてはXの利益相反の問題があることも踏まえ、より公正に公開買付けを行うための措置を講じることとした。

なお、A社において、X以外にかかる当該MBOに特別の利害関係を有する取締役・監査役はいないものとする。

- ア. A社が当該公開買付けに対する賛同意見表明を行うにあたり、Xを除くA社の全取締役・監査役の承認を受けること。
- イ. A社が当該公開買付けに対する賛同意見表明を行うにあたり、A社において独立した第三者評価機関からの価格算定書を取得すること。
- ウ. 対抗的買取者が出現した場合に、当該対抗的買取者がA社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意等をC社とA社との間で行うこと。
- エ. 公開買付けにより大多数の株式を取得した後に、A社の完全子会社化を行うことを企図している場合、特段の事情がない限り、公開買付価格と同一の価格を基準にするとともに、その旨を公開買付届出書に明記すること。
- オ. 公開買付期間を比較的長期間に設定すること。

問題21 M&Aの関係者に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. M&Aにおいては、当事会社の属性等によって金融商品取引所の規則・金商法上の開示・届出等が必要になり、金融商品取引所や財務局と事前相談が必要になる場合がある。
- イ. 社運をかけた大規模なM&Aにおいては、様々なリスク等を検討するために社内から広く意見等を募集することが望ましいものの、上場会社を対象会社とするM&Aでは、計画段階から広く社内に情報共有を行うべきではない。
- ウ. M&Aにおいては、当事会社の売上高等によって公正取引委員会への届出が必要になることがある。
- エ. M&Aにおいては、経営陣の意思決定のサポートや価格交渉の支援等のために、証券会社の投資銀行部門ではない専門業者としてのM&Aアドバイザーが起用されるケースもあるが、このような専門業者としてのM&Aアドバイザーが起用されている公開買付けにおいても、公開買付代理人は証券会社である必要がある。
- オ. 上場会社を買取者となるM&Aにおいては、金融商品取引所規則に基づく適時開示等については、一般的には金融商品取引所との窓口となる法務部門が、単独で開示書類等を作成することとなる。

問題22 M&Aの実務に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. M&Aにおける法務デューディリジェンスの目的の一つとして、買収を実行するか否か及び価格を含む買収条件を決定するために対象会社の法的瑕疵や偶発債務を発見することが挙げられる。
- イ. 法務デューディリジェンスによって法的瑕疵が発見された場合、買収者側としては買収価格に反映させることが考えられるが、M&Aの方法によっては、契約において誓約条項や補償条項などを定めて手当することができない場合もあるため、法的瑕疵が発見された時点において買収に向けたプロセスを中断するという判断をすることもあり得る。
- ウ. M&Aの実行後に発見された対象会社の法的瑕疵が、事前に実施された法務デューディリジェンスにおいて買収者に開示されていた場合、買収者は、当該法的瑕疵について、売主側に対して表明保証違反を問えない可能性がある。
- エ. M&Aの初期段階において当事者間で締結される基本合意書においては、当該合意書の全ての条項について法的拘束力を有さない旨の合意がなされるのが一般的である。
- オ. 上場会社のM&Aの方法の一つとして公開買付けがあるが、公開買付けの直後に公開買付けに応じなかった少数株主から株式を取得して完全子会社化する手法が採られることがある。

問題23 以下に示す企業再編行為のうち、一定の要件を満たした場合には、株主総会の決議が不要となる制度（いわゆる略式又は簡易組織再編等）が存在しないものは、次のうちどれか。

- ア. 吸収分割
- イ. 株式移転
- ウ. 株式交換
- エ. 吸収合併
- オ. 株式交付

問題24 取締役会設置会社間の事業譲渡に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 事業譲渡の譲渡会社では、事業の全部又は重要な一部の譲渡にあたる場合には株主総会の特別決議が必要であるから、これとは別に取締役会決議が必要となることはない。
- イ. 譲渡会社の事業の全部を譲り受ける場合には、譲受会社でも株主総会の決議が必要となるが、いわゆる簡易手続や略式手続も認められている。
- ウ. 簡易事業譲渡の場合の反対株主、略式事業譲渡の場合の特別支配会社は、株式買取請求権を有しない。
- エ. 会社法上の子会社は、親会社の株式の取得が禁止されるが、事業譲渡や会社分割等のM&Aや組織再編時の過程で親会社の株式を取得することは例外的に許されている。
- オ. 事業譲渡については、会社分割等の組織再編行為と異なり、無効の訴えの制度は存在しないことから、無効主張の利益がある限り、いつでも誰でも無効を主張し得る。

問題25 出資契約（既に設立されている株式会社との契約をいう。）に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

なお、本問において、株式を発行する会社を「発行会社」という。

- ア. 出資契約とは、ある会社が自社の株式を第三者に対して発行する場合に、当該発行会社と第三者との間で締結される、募集株式発行に関する条件を規定した契約をいい、株式引受契約ともいう。
- イ. 出資契約は、その対価が発行会社に直接支払われることとなるため、ベンチャー企業等の資金調達の高必要性が高い会社のM&A取引には有力な選択肢であるものの、上場企業においては資金繰りが急速に悪化している等、緊急性が極めて高い場合にのみ新株発行が認められるため、出資契約の使用頻度は低い。
- ウ. 出資契約では、徹底したデューディリジェンスを行った場合であっても、発行会社による表明保証条項を入れることが望ましい。
- エ. 出資契約においては、出資契約に基づき払込みを実行した後に表明保証違反が明らかになった場合に事後的な救済として出資者が発行会社に対して損害賠償請求権を有する旨の条項を設けることもあるが、自らの出資先に補償請求を行うこととなるため、救済の実効性が減殺されてしまう可能性がある。
- オ. 出資契約を締結する際、発行会社が公開会社の場合は、財務諸表及び有価証券報告書などの公開情報の信頼性にある程度依拠できるが、非公開会社に対する出資の場合は、そうした公開情報が限られているため、デューディリジェンスを行う必要性、表明保証条項の重要性がより高いのが一般的である。

問題26 以下は、A社及びB社が共同で設立する合弁会社C株式会社（以下「C社」という。）に関する合弁契約案のうち、拒否権に関する条項である（A社の出資比率は40%、B社の出資比率は60%とする）。契約交渉の結果、A社は5つある項目の一つを削除せざるを得なくなった。A社として、削除したとしても会社法上の規定から不利とならないものは、次のうちどれか。

第X条 新会社（C社）が以下のいずれかの事項を決定する場合には、B社はA社の書面による事前承諾を得なければならない。

- ① 定款の変更
- ② 事業計画の決定及び変更
- ③ 〇〇〇〇円を超える借入れ
- ④ 〇〇〇〇円を超える資産の処分
- ⑤ 部長職以上の社員人事

- ア. ①
イ. ②
ウ. ③
エ. ④
オ. ⑤

問題27 有価証券届出制度に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 有価証券の募集又は売出しに関する届出は、原則として、有価証券届出書が受理された日から15日を経過した日に効力を生じる。
- イ. 有価証券届出書は、原則として、総額1億円以上の新規発行有価証券を取得させるために50名以上の者に対して募集を行う場合に当該新規発行有価証券の発行者に対して義務付けられているが、上場会社でない会社はこの義務を負わない。
- ウ. 役員や従業員に対して譲渡制限が付された新株予約権を発行する場合であっても、総額及び募集対象者の要件を満たす場合は、有価証券届出書を提出する義務を負う。
- エ. 有価証券届出書に記載される財務諸表（連結財務諸表を含む）については、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならないが、当該公認会計士や監査法人について発行者との特別の利害関係がないことなどの条件は課されていない。
- オ. 虚偽記載のある有価証券届出書の提出があった場合で、当該募集により投資家に有価証券を取得させ、又は売りつけた場合は、民事上の責任として損害賠償責任、刑事上の責任として懲役や罰金が科される場合があるが、課徴金等の行政上の制裁が課されることはない。

問題28 内国会社の株式公開に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 東京証券取引所には、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の3つの市場区分があり、それぞれ上場審査基準が異なる。
- イ. 東京証券取引所において株式公開を行おうとする会社が、特定の大株主との間で、当該株主に役員任命権等の特別な権利を付与する契約を締結している場合、上場審査上、かかる契約は、原則として、上場前に解消することが必要とされる。
- ウ. 東京証券取引所において株式公開を行おうとする会社は、上場日までに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保しなければならない。
- エ. 東京証券取引所において株式を上場しようとする場合、監査役会設置会社又は指名委員会等設置会社でなければならない。
- オ. 東京証券取引所においては、上場のための要件として、原則として、単元株式数が上場の時に100株となる見込みのあることが必要とされている。

問題29 適時開示制度に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 金融商品市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するために、投資判断材料を提供する制度として、金商法に基づく法定開示制度（有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書など）に加えて金融商品取引所における適時開示制度が存在する。
- イ. 東京証券取引所の有価証券上場規程は会社情報の適時開示について上場会社が遵守すべき最低限の要件や方法を定めているのであり、この定めを理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠るべきではない。
- ウ. 東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示は、自社のウェブサイトにて当該適時開示で開示する情報を閲覧できる状態にすれば足りる。
- エ. 東京証券取引所の上場会社は、その株式を分割又は併合することを決定した場合は、有価証券上場規程に基づき直ちにその内容を開示しなければならない。
- オ. 東京証券取引所の上場会社は、支配株主の異動があった場合は、有価証券上場規程に基づき直ちにその内容を開示しなければならない。

問題30 金商法上のインサイダー取引規制に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株券及び新株予約権証券以外の有価証券の有償の譲渡及び譲受けについても、インサイダー取引規制が適用されることがある。
- イ. 上場会社等自身ではなく、上場会社等の子会社において、災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が発生したことは、金商法が規定する上場会社等の業務等に関する重要事実該当し得る。
- ウ. ある上場会社等の業務等に関する重要事実を知る者同士の間で、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場外で当該上場会社等の株式を売買することは、原則として、インサイダー取引規制に抵触しない。
- エ. 上場会社等の業務等に関する重要事実が当該上場会社等以外を情報源として新聞にスクープされ、公衆の知るところとなった場合、金商法上の公表があったことになる。
- オ. ある上場会社等の株式について5%以上の株式の買集めの実施に関する事実を知った買集めを実施する予定の会社の役員が、買集めの実施に関する事実が公表される前に当該上場会社等の株式を自らのために購入することは、インサイダー取引規制に抵触し得る。

問題31 内部統制に係る規制に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. いわゆる日本版SOX法（J-SOX法）とは、企業会計や財務報告の透明性、正確性を高める目的で、コーポレートガバナンスの在り方、会計監査制度を抜本的に改革し、投資家に対する企業経営者の重い責任と義務、罰則を定めた米国のSOX法の影響を受けて行われた、日本における法規制の俗称である。
- イ. 内部統制とは、業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成されるといわれている。
- ウ. 上場会社は、有価証券報告書の提出と併せて内部統制報告書を提出しなければならない。
- エ. 内部統制報告書の提出によって内部統制の有効性が報告されていることをもって、有価証券報告書の内容の適正が保証されるわけではない。
- オ. 内部統制報告書には、内部統制の基本的枠組み、評価の範囲、基準日、評価結果を記載する必要があるが、評価手続の概要を記載する必要はない。

問題32 A社とB社との共有に係る特許権（以下「本特許権」という。）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

なお、A社とB社との間では、本特許権の発明の実施、処分、権利行使その他につき、何らの特約も存在しないものとする。

- ア. A社は、B社の同意なしに単独で、本特許権のA社の持分を目的として質権を設定することができる。
- イ. A社は、B社の同意なしに単独で、本特許権の発明を自己実施することができる。
- ウ. A社は、B社の同意なしに単独で、本特許権につき専用実施権を設定することはできないが、B社の同意がなくても単独で他人に通常実施権を許諾することはできる。
- エ. 本特許権が第三者により侵害されている場合、A社は、B社の同意なしに単独で、当該侵害者に対して自己の持分につき損害賠償請求をすることはできない。
- オ. A社が本特許権について訂正審判を請求する場合は、当該審判が無効理由等を回避するための手段であることから、B社の同意なしに単独で請求することができる。

問題33 特許権侵害訴訟に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 特許法には、特許権者が自己の特許権を侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求できる旨の規定があるが、専用実施権者が、当該請求を行うことができる旨の規定はない。
- イ. 特許法には、損害賠償請求権の根拠規定はない。
- ウ. 特許法には、他人の特許権を侵害した者について過失を推定する規定がある。
- エ. 特許法には、故意又は過失による他人の特許権侵害により発生した損害額を推定する規定がある。
- オ. 特許法には、特許権を侵害した者に対する特許権者の不当利得返還請求権に関する根拠規定はない。

問題34 職務発明に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 会社の従業者がした発明のうち、職務発明でないものにつき、あらかじめ就業規則において当該会社に特許を受ける権利を承継させる規定を定めても、当該規定は無効である。
- イ. 特許法の職務発明の規定は、不競法において営業秘密につき準用されている。
- ウ. 特許法の職務発明の規定は、仮専用実施権に係る部分を除き、実用新案法においても準用されている。
- エ. 特許法の職務発明の規定は、商標法においては準用されていない。
- オ. 特許法の職務発明の規定は、仮専用実施権に係る部分を除き、意匠法においても準用されている。

問題35 プログラムの保護に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. プログラムは、人為的取決めであり、自然法則を利用していないことから、特許法では保護の対象とはされていない。
- イ. 会社の従業員が、プログラムの著作物を作成した場合、職務著作であるとして会社が著作者と認められるためには、当該プログラムを会社名義で公表しなければならない。
- ウ. プログラムの著作物の複製物の所有者が、バージョンアップのためにプログラムを改変する場合は、当該プログラムの著作物の著作者の同一性保持権を侵害する。
- エ. プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系であるプログラム言語は、著作権法の保護が及ばない。
- オ. プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度で、当該著作物を複製することができるため、当該複製物を譲渡して所有権を失った後も、その他の複製物を消去する必要はない。

問題36 意匠法に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 意匠法が保護する意匠の対象は、物品全体の形状等に限られ、物品の部分に係る形状等は保護の対象とはされていない。
- イ. 意匠法が保護する意匠の対象には、画像も含まれるが、機器の操作の用に供される画像に限られる。
- ウ. 意匠法が保護する意匠の対象には、建築物の形状等は含まれない。
- エ. 物品が複数ある場合、全体としてその意匠に統一があるときであっても、一意匠として出願して意匠登録を受けることはできない。
- オ. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない。

問題37 総合電機メーカーA社は、掃除機の新製品を開発し、「JAVADA」という商標で販売した（以下この掃除機を「本件掃除機」という。）。本件掃除機に関する不競法上の保護に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 本件掃除機の独特の形態がA社の商品であることを明示する表示として需要者の間に広く認識されている場合において、A社は、総合電機メーカーB社が本件掃除機の形態を模倣しこれに酷似する掃除機を製造・販売する行為を、不競法上の周知表示混同惹起行為として差し止めることはできない。
- イ. 本件掃除機の商標「JAVADA」が、不競法上の周知表示混同惹起行為の要件である「需要者に広く認識されている他人の商標等表示」に該当するためには、A社の商品等表示として、必ずしも日本全国にわたって需要者の間に広く認識されている必要はない。
- ウ. 本件掃除機の商標「JAVADA」が、A社の商品等表示として全国的に著名になっている場合において、A社は、食品メーカーC社がC社製の飲料水について「JAVADA」という名称を付して販売することを、不競法上の著名表示冒用行為として差し止めることができる。
- エ. 本件掃除機の商標「JAVADA」が、不競法上の著名表示冒用行為の要件である「他人の著名な商品等表示」に該当するためには、A社の商品等表示として、需要者の間に留まらず世間一般に広く認識されていることを要する。
- オ. 本件掃除機が日本国内において最初に販売された日から起算して5年を経過している場合、本件掃除機の形態について、不競法上の商品形態模倣行為に対する保護は受けられない。

問題38 特許協力条約（PCT）に基づく特許出願に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか

- A. PCTに基づく国際出願とは、最初の出願日から12ヵ月以内に他の加盟各国で出願を行う場合に、最初の出願日を他の加盟各国での出願日として取り扱うことができる制度である。
- B. PCT国際出願は、出願手続を簡便・経済的なものにするための制度であるため、別途、各国特許庁への国内移行手続を行う必要がない。
- C. 国際調査は、専ら関連のない先行技術を発見することをその目的とする。
- D. 一国で国際出願すれば、自動的にPCTの全ての締約国を指定したものとみなされる。
- E. 出願人は、優先日から30ヵ月以内に各国特許庁に国際出願の写しと所定の翻訳文を提出する必要がある。

- ア. A、B
- イ. B、C
- ウ. C、D
- エ. D、E
- オ. E、A

問題39 従業員の採用・退職に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 労基法上、労働契約を締結する際に明示された重要な労働条件が事実と相違する場合には、労働者は即時に使用者との労働契約を解除することができる。
- B. 労基法上、使用者が労働者の信条を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをすることは、禁止されていない。
- C. 労基法が定める労働条件の基準は最低限のものであり、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
- D. 同業他社への転職を禁止し、これに違反した者の退職金を全額不支給とする就業規則の規定は、一般的に有効である。
- E. 労基法上、労働者が業務上負傷した場合においては、原則として、解雇権の行使が制限されるが、それ以外の場合においては、解雇権の行使が制限されたり無効となったりすることはない。

- ア. A、B
- イ. A、D
- ウ. B、E
- エ. C、D
- オ. C、E

問題40 外国人雇用における実務上の留意点として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 外国にいる外国人を日本国内で雇用することができた場合であっても、当該外国人の入国後に、雇用主がその職務を臨機応変に変更できるとは限らない。
- イ. 外国にいる外国人を新規に雇用して入国させる場合、入国審査官が当該外国人の在留を認めるか否かについて審査する権限を有する。
- ウ. 労働保険（労災保険、雇用保険）、社会保険（医療保険、年金保険）等の関連手続については、日本国籍を有する者とは異なる手続を行う必要がある。
- エ. 在留資格が「留学」である外国人をそのままの資格で飲食店のアルバイト従業員として就労させるには、留学先の大学での契約に基づく教育・研究補助やインターンシップ等を除き、資格外活動の許可を得て週28時間以内の範囲内で就労する必要がある等、一定の制約がある。
- オ. 学歴や職務内容が法令上の資格要件となっている技術・人文知識・国際業務の在留資格を得て働いている外国人がA社からB社へ転職する場合において、仮にA社での職務とB社での職務が外形上同一であっても、転職前に「就労資格証明書」を取得しておくことが望ましい。